

補完当座預金制度に関する細則

1. この細則の趣旨

「補完当座預金制度基本要領」（平成28年1月29日決定。以下「基本要領」といいます。）に基づく当座勘定における預り金等への付利に関する取扱いについては、この細則によるほか、「当座勘定規定」その他日本銀行が定めた規則等の定めるところによります。

2. 対象先

次の各号に定めるいずれかの条件を満たす者のうち、対象先とすることが適当でないと認められる特段の事情がない先^(注)とします。

(注) 対象先とすることが適当でないと認められる特段の事情がある先には、日本銀行から個別に連絡します。

- (1) 準備預金制度に関する法律（以下「法」といいます。）第2条第1項に定める指定金融機関（以下「指定金融機関」といいます。）であること。
- (2) 指定金融機関でない当座勘定取引の相手方のうち、金融機関等（日本銀行法第37条第1項に規定する金融機関等をいいます。）であること。

3. 対象となる預金

対象先の保有する当座勘定における預り金および準備預り金（以下「対象預金」といいます。）とします。

4. 適用利率

- (1) 付利を行う積み期間（法第7条第3項に規定する1月間をいいます。以下「付利対象積み期間」といいます。）における対象預金の平均残高のうち、法定準備預金額（法第2条第2項に定める法定準備預金額をいいます。以下同じです。）^(注)に満つるまでの金額については、基本要領4.（1）に定める利率とします。

(注) 指定金融機関でない対象先については、零となります。

(2) 付利対象積み期間における対象預金の平均残高から法定準備預金額を減じた金額（零を下回る場合を除きます。）のうち、平成27年1月16日を起算日とする積み期間（法第7条第3項に規定する1月間をいいます。以下同じです。）から同年12月16日を起算日とする積み期間までの期間（以下「基準期間」といいます。）における対象預金の平均残高（以下「基準平均残高」といいます。）から、付利対象積み期間における法定準備預金額を減じた金額（零を下回る場合を除きます。）に満つるまでの金額については、基本要領4.（2）に定める利率とします。

(3) 付利対象積み期間における対象預金の平均残高から、法定準備預金額および(2)の金額を減じた金額（零を下回る場合を除きます。）のうち、次のイ. からハ. までの合計金額^(注1)^(注2)からニ. の金額を控除した金額に満つるまでの金額については、基本要領4.（3）に定める利率とします。

(注1)「補完当座預金制度の利息の計算方法におけるマネー・リザーブ・ファンド等に関する特則」（平成28年3月15日決定。以下「MRF等特則」といいます。）

2.（1）に関し、別に定めるところにより、日本銀行にマネー・リザーブ・ファンドの受託残高を報告した対象先（以下「MRF等特則2.（1）適用先」といいます。）については、マネー・リザーブ・ファンドごとの基準期間における受託残高に相当する金額または付利対象積み期間における受託残高に相当する金額のいずれか小さい方の金額の合計金額を、イ. からハ. までの合計金額に加えます。

(注2) MRF等特則2.（2）に定める金額が零を上回る先（以下「MRF等特則2.（2）適用先」といいます。）については、日本銀行から個別に通知する金額を、イ. からハ. までの合計金額に加えます。

イ. 基準平均残高^(注1)に別に定める一定比率（零以上とします。以下「基準比率」といいます。）^(注2)を乗じた金額

(注1)平成28年1月16日以降に対象先に該当することとなった基準平均残高を保有しない先（以下「新規先」といいます。）については、当該先が補完当座預金制度の対象となった日（平成28年1月16日から平成30年10月15日までの間に新規先となった先については、平成30年10月16日を補完当座預金制度の対象先となった日とみなします。）を含む積み期間から11か月後の日を含む積み期間までの期間（以下「みなし基準期間」といいます。）における対象預金の平均残高（以下「みなし基準平均残高」といいます。）を当該残高とみなします。

(注2)基準比率は、原則として1積み期間ごとに、短期金融市場における取引の動向を踏まえつつ、概ね、対象先全体の対象預金の残高の増減に応じて対象先全体の4.（3）に定める金額が増減するよう、適宜見直します。基準比率は、日本銀行のホームページ（<https://www.boj.or.jp>）において公表します。

ロ. 付利対象積み期間における「日本銀行が貸出支援基金の運営として行う成長基盤強化を支援するための資金供給に関する基本約定」、「日本銀行が貸出支援基金の運営として行う貸出増加を支援するための資金供給に関する基本約定」、「日本銀行が行う新型コロナウイルス感染症対応金融支援特別オペレーションに関する基本約定」および「日本銀行が行う被災地金融機関を支援するための資金供給オペレーションに関する基本約定」に基づく借入れ（円建てのものに限ります。以下同じです。）^(注)の平均残高

(注)「系統中央機関の会員である金融機関による利用にかかる「日本銀行が貸出支援基金の運営として行う成長基盤強化を支援するための資金供給に関する基本約定」に関する特則」、「系統中央機関の会員である金融機関による利用にかかる「日本銀行が貸出支援基金の運営として行う貸出増加を支援するための資金供給に関する基本約定」に関する特則」、「系統中央機関の会員である金融機関による利用にかかる「日本銀行が行う新型コロナウイルス感染症対応金融支援特別オペレーションに関する基本約定」に関する特則」および「日本銀行が行う被災地金融機関を支援するための資金供給オペレーションに関する基本約定」に基づく系統中央機関（信金中央金庫、全国信用協同組合連合会、労働金庫連合会および農林中央金庫をいいます。）の借入れは、当該系統中央機関の借入れとして取り扱います（当該系統中央機関の会員である金融機関が対象先であっても、当該対象先の借入れとして取り扱いません。）。

ハ. ロ. の残高のうち、平成28年3月末における次の（イ）から（ハ）までに掲げる借入れの合計残高を上回る金額に、別に定める一定比率（基準比率が零より大きい場合には1とし、基準比率が零の場合には零以上1以下とします。以下「加算比率」といいます。）^(注)を乗じた金額

(注) 加算比率は、基準比率が零の場合に限り、日本銀行のホームページ (<https://www.boj.or.jp>) において公表します。

(イ)「日本銀行が貸出支援基金の運営として行う成長基盤強化を支援するための資金供給に関する基本約定」に基づく借入れ

(ロ)「日本銀行が貸出支援基金の運営として行う貸出増加を支援するための資金供給に関する基本約定」に基づく借入れ

(ハ) 令和2年6月30日限りで廃止した旧「日本銀行が行う被災地金融機関を支援するための資金供給オペレーションに関する基本約定」に基づく借入れ

ニ. 次の（イ）および（ロ）の合計金額

(イ) 付利対象積み期間の起算日の4か月前の日を起算日とする積み期間から2か月前の日を起算日とする積み期間までの全ての積み期間において、(3)

の金額がイ. からハ. までの合計金額^(注1)の50%未満となる場合^(注2)には、イ. からハ. までの合計金額^(注1)に25%を乗じた金額

(注1) (3) (注1) および同 (注2) に定める金額を含みます。以下同じです。

(注2) たとえば、令和3年8月16日を起算日とする付利対象積み期間においては、令和3年4月16日を起算日とする積み期間から令和3年6月16日を起算日とする積み期間までの3積み期間連続で50%未満となる場合が対象となります。

(ロ) 対象先から、(イ) に定める金額のほかにイ. からハ. までの合計金額からの控除を希望する旨の申出^(注)があった場合には、当該申出金額

(注) (イ) に定める金額のほかに控除を希望する対象先は、付利対象積み期間の起算日の属する月の前月最終営業日までに、日本銀行業務局総務課営業・国債業務企画グループ (post. od30@boj. or. jp) にメールにより連絡してください。

(4) 付利対象積み期間における対象預金の平均残高から、法定準備預金額、(2) の金額および(3) の金額を減じた金額(零を下回る場合を除きます。)については、基本要領4.(4) に定める利率とします。

5. 利息の計算方法^(注)

(注) 対象先は、組織再編(他の法人との合併、他の法人からの事業の全部もしくは一部譲受け、他の法人への事業の一部譲渡、他の法人からの会社分割による事業の全部もしくは一部承継または他の法人への会社分割による事業の一部承継をいいます。)が生じる場合には、速やかに日本銀行に連絡して下さい。基準平均残高等の算出の取扱いについて、この細則により難しい場合には、その取扱いを日本銀行から個別に通知します。

(1) 対象先が保有する現金の付利対象積み期間における残高が、基準期間における残高から大きく増加したと日本銀行が認める場合には、日本銀行が定める金額(保有現金増加額等)^(注)を、4.(3) の金額、4.(2) の金額から、順次控除し、控除した金額の合計金額を4.(4) に定める金額に加えます。

(注) 保有現金増加額等を定めた対象先には、当該金額を日本銀行から個別に通知します。

(2) みなし基準期間経過後、新規先の付利対象積み期間における対象預金の残高が、みなし基準平均残高から大きく減少したと日本銀行が認める場合には、みなし基準平均残高から日本銀行が定める金額(対象預金減少額等)^(注)を控除した金額を4.(3) イ. に定める基準平均残高とみなします。

(注) 対象預金減少額等を定めた対象先には、当該金額を日本銀行から個別に通知します。

(3) 付利対象積み期間ごとの利息については、次の計算式により算出します^(注)。このうち、「4.(1)に定める金額(積数)」から「4.(4)に定める金額(積数)」までの具体的な算出方法は(別紙)のとおりです。

(注) 付利対象積み期間中に適用利率が変更された場合には、当該付利対象積み期間における法定準備預金額(積数)、4.(2)の金額(同)、4.(3)の金額(同)、4.(4)の金額(同)を、利率の変更前の期間における対象預金の平均残高(同)に順次割り当て、その割り当てた金額については、それぞれの変更前の適用利率により、また、割り当てられなかった残余の金額(同)については、それぞれの変更後の適用利率により、利息を算出します。

$$\text{利息} = A + B + C + D$$

$$A^{(注)} = \frac{4.(1)\text{に定める金額(積数)} \times 4.(1)\text{に定める利率(\%)}}{365 \times 100}$$

$$B^{(注)} = \frac{4.(2)\text{に定める金額(積数)} \times 4.(2)\text{に定める利率(\%)}}{365 \times 100}$$

$$C^{(注)} = \frac{4.(3)\text{に定める金額(積数)} \times 4.(3)\text{に定める利率(\%)}}{365 \times 100}$$

$$D^{(注)} = \frac{4.(4)\text{に定める金額(積数)} \times 4.(4)\text{に定める利率(\%)}}{365 \times 100}$$

(注) 円位未満切捨とします。

(4) 新規先については、みなし基準期間経過後に、(3)に基づき算出したみなし基準期間における積み期間ごとの利息の合計金額と、みなし基準平均残高に基づき算出したみなし基準期間における積み期間ごとの利息の合計金額との差額について、精算を行います。

6. 利息の決済方法^(注)

(注) 5.(3)に定める利息の計算式において、利息の金額が正となる場合には、日本銀行が対象先に利息を支払い、負となる場合には、日本銀行は対象先から利息の支払いを受けます。

(1) 日本銀行は、積み期間ごとの利息について、付利対象積み期間の起算日の属する月の翌々月の20日(その日が休業日の場合にはその翌営業日とします。以下「決済日」といいます。)の午後2時30分までを目途に、対象先の本店等の当座勘定または準備預り金口座(以下「当座勘定等」といいます。)への入金また

は当座勘定等からの引落を行います(摘要は「預り金利息(摘要コード190)」
とします)^(注)。

(注)この入金または引落は、対象先の依頼によらず、日本銀行が行うものとします。

(2) 日本銀行は、決済日の3営業日前の日の午前中までを目途に、対象先のうち利息の引落を行う先^(注)に対して、電話により連絡します。

(注)「事務連絡部署届」(「日本銀行金融ネットワークシステム利用細則(共通事務)」
第1号書式)において、当該先の本店等の「当座勘定取引事務」にかかる連絡先
として届出を受けている電話番号に連絡します。

(3) 対象先は、決済日に日本銀行が入金を行う金額について、当該先が算出した
金額との照合を希望する場合には、当該決済日の3営業日前の日の正午以降、
日本銀行^(注)に対して電話により連絡してください。

(注)対象先の本店等を業務区域とする日本銀行の本支店(本店については業務局営
業業務課営業業務グループ、支店については支店業務課)において、連絡を受け
付けます。

(4) 日本銀行は、新規先について、5.(4)に定める差額がある場合には、み
なし基準期間の最終日が属する積み期間の翌々積み期間にかかる決済日に、当
該差額について、当該先の本店等の当座勘定等への入金または当座勘定等か
らの引落を行います^(注)。

(注)日本銀行から新規先に対する連絡または新規先から日本銀行に対する連絡につ
いては、それぞれ(2)または(3)に準じます。

7. 資料の提出等

対象先は、日本銀行が補完当座預金制度の適切な運用を確保するために必要と認
める場合には、日本銀行の求めに応じ、その保有する現金の状況に関する資料の提
出その他の情報提供を行うものとします。

8. 細則の改正等

日本銀行は、補完当座預金制度の適切な運用を確保するために必要と認める場
合には、この細則を履行するための手続その他その履行に必要な事項を定めるほ
か、この細則を改正することができるものとします。

(別紙)

付利の対象となる金額の算出方法

5. (3) に定める計算式における「4. (1) に定める金額 (積数)」から「4. (4) に定める金額 (積数)」までの具体的な算出方法は、以下のとおりです。

また、日本銀行ホームページに掲載している「補完当座預金制度における預り金利息の計算について」(<https://www5.boj.or.jp/bojnet/hokan/keisan.pdf>) もあわせてご参照ください。

○ 「4. (1) に定める金額 (積数)」の算出方法

「付利対象積み期間における毎日 (銀行休業日の場合には、その前営業日とします。以下同じです。) の終業時の対象預金の残高の合計金額 (①)」のうち、付利対象積み期間にかかる法定準備預金額の同期間における積数 (積数 a) に満つるまでの金額とします。

○ 「4. (2) に定める金額 (積数)」の算出方法

①から積数 a を減じた金額 (零を下回る場合を除きます。) のうち、「基準期間における毎日の終業時の対象預金の残高の合計金額に付利対象積み期間の日数 / 365 を乗じた積数 (②)」 (円位未満切捨とします。) から積数 a を減じた金額 (零を下回る場合を除きます。) に満つるまでの金額 (積数 b) とします。

○ 「4. (3) に定める金額 (積数)」の算出方法

①から、積数 a および積数 b を減じた金額 (零を下回る場合を除きます。) のうち、次の (1) から (5) までに掲げる金額の合計金額^(注) に満つるまでの金額 (積数 c) とします。

(注) 対象先が 4. (3) ニ. (イ) に定める条件を満たす場合には、当該合計金額から、次の (1) から (5) までに掲げる金額の合計金額に 25% を乗じた金額 (円位未満切捨とします。) を控除します。また、4. (3) ニ. (ロ) に定める申出があった場合には、当該申出金額を控除します。

(1) ②に基準比率を乗じた金額 (円位未満切捨とします。)

—— 新規先については、②の金額に代えて、「みなし基準期間（ただし、みなし基準期間における付利対象積み期間ごとの利息の計算においては、当該先が補完当座預金制度の対象となった日を含む積み期間から付利対象積み期間までの期間とします。）における毎日の終業時の対象預金の残高の合計金額に付利対象積み期間の日数／同期間の日数を乗じた積数」（円位未満切捨とします。）を使用します。

(2) 付利対象積み期間における 4. (3) ロ. に定める借入れの毎日の終業時の残高の合計金額 (③)

(3) ③のうち、「平成28年3月末における 4. (3) ハ. に定める借入れの合計残高に付利対象積み期間の日数を乗じた積数」を上回る金額に、加算比率を乗じた金額（円位未満切捨とします。）

(4) マネー・リザーブ・ファンドごとに、「基準期間における受託残高の積数を365で除し付利対象積み期間の日数を乗じた金額」（円位未満切捨とします。）または「付利対象積み期間における受託残高の積数」のいずれか小さい方の金額を算出し、合計した金額

—— MRF 等特則 2. (1) 適用先に限ります。

(5) MRF 等特則 2. (2) に関し、日本銀行から個別に通知する金額に付利対象積み期間の日数を乗じた金額

—— MRF 等特則 2. (2) 適用先に限ります。

○ 「4. (4) に定める金額（積数）」の算出方法

①から、積数 a、積数 b および積数 c を減じた金額（零を下回る場合を除きます。）とします。